

令和5年9月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第63号)

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館の廃止に向けた

スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館の廃止に向けたスケジュール

内容	R5年度										R6年度										R7年度	想定される対応等	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
1 施設の休館																							運動場の貸出は継続して行う。
会議室・体育館の貸出休止																							
2 施設貸出等管理方法について																							施設を休館し、運動場のみ貸出を継続する。 施設管理方法(門の開け閉め、貸出方法等)を検討する。 ※管理は栗橋中央コミセン
関係課との調整・検討																							
栗橋中央コミセンによる貸出管理(運動場)																							
3 しずか館条例(一部改正条例：R7.2月)																							施設一時休止のため、当面の間条例改正不要。 R7.2月市議会定例会に一部改正条例の議案を上程。
4 しずか館条例施行規則を一部改正する規則																							施設一時休止のため、当面の間規則改正不要。 条例改正にあわせて改正する。
5 生涯学習課所管以外の関係例規の改正																							教育総務課、情報推進課、市政情報課が関係例規所管。必要に応じて例規改正が必要。
事前連絡																							
6 教育委員会関係																							9月：教育委員会へ施設の廃止議案の上程。 1月：施設管理の補助執行について議案の上程。 R6.12月：条例・規則の一部改正等について議案の上程。
廃止について 教育長決裁、教委9月定例会議案上程																							
施設管理補助執行 教委1月定例会議案上程																							
条例・規則の一部改正 教委12月定例会議案上程																							
7 利用団体等への周知、説明																							施設の休館について、利用団体へ個別説明、施設内にお知らせチラシを掲示して周知する。 代替施設の案内等調整が必要。 教育委員や社会教育委員に説明。
利用団体への説明																							
お知らせチラシの掲示																							
8 施設予約について																							施設休館の3か月前には公共施設予約システムで予約を取れないように設定する必要あり。 R6.4.1休止→R6.1.1までに止める
情報推進課との調整																							
システム予約の停止(会議室・体育館)																							
9 国・県等に対する報告																							休館について県等に相談し、必要に応じて書類提出。しずか館は廃校活用施設のため、「公立学校等施設整備費補助金等」の県の窓口は教育局財務課。
書類提出・報告																							
10 施設内においてある備品等の移動																							各団体に備品等の移動を依頼する。運動場に設置してある地区の防災倉庫やスポ少団体の倉庫は、運動場貸出継続中はそのまま設置可とする。
指導課、スポーツ振興課																							
ボーイスカウト、劇団イリス																							
11 投票所について																							選挙管理委員会にお知らせする必要あり。選挙管理委員会で、投票所の変更等について対応。
選挙管理委員会																							
12 地域関係者(県議・市議・区長等)への説明・報告																							県議、栗橋選出市議、栗橋地区区長会長、〇〇区長
県議、栗橋選出市議																							
栗橋区長会長、区長																							
13 予算について																							シルバー人材センターの業務委託契約をR6.3までからR5.12までに変更する。 施設警備や光熱水費、運動場や駐車場の管理等に係る予算はR6年度も予算措置する必要あり。 除却に関する予算…R6当初：実施設計業務委託、家屋調査 R7.2月補正：解体工事費、施工監理業務委託。解体工事はアセットマネジメント推進課に執行委任(予算要求前に事前に協議)
シルバー人材センター業務委託の変更契約																							
建物周辺立入禁止柵設置工事【R5.11補正】																							
施設管理に関する予算【R6当初】																							
解体(実施設計)【R6当初】																							
家屋調査(事前6ヵ月/事後7ヵ月)【R6当初】																							
解体(工事費・施工監理)【R7.2補正 債務負担行為】																							
14 解体工事について																							債務負担行為設定(R6~8) アセットマネジメント推進課に執行委任(予算要求前に事前に協議) ※解体工事契約については、市議会議決案件となる可能性あり。
実施設計(アスベスト調査含む)																							
家屋調査(事前/事後)(債務負担行為 R6~8)																							
解体工事・施工監理(債務負担行為 R6~7)																							